

## 第三者評価結果

事業所名：藤沢市立柄沢保育園

### I 福祉サービスの基本方針と組織

#### 1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価結果
【1】 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<コメント>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育理念、基本方針、および保育目標を、藤沢市の公式ウェブサイト及び「柄沢保育園規則」「保育園のしおり」にて文書化し、期間限定でウェブサイトに掲載し、積極的に保護者への周知を図っている。また、職員は年初に運営方針を共有し、保護者は懇談会で事業計画を理解する機会を得ている。</li> <li>・園の理念や目標を理解してもらうため、見学者には詳細を記したパンフレットを提供し、事業計画についての説明を行っている。地域に対しても、保育方針を外壁掲示板に掲載し、地域交流の情報と共に園の取り組みを伝えている。</li> <li>・玄関やクラス毎の掲示板には、保育の理念や基本方針を含む最新の情報を随時掲示し、全ての関係者が容易にアクセスできるようにしている。</li> </ul>	

#### 2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者評価結果
【2】 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<コメント>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・藤沢市社会福祉事業の全般的な動きについて、計画立案やコスト分析を保育課を中心に行っており、これを公立保育所園長会で共有している。国や県の最新動向については、各部署からの情報を通じて随時把握し、職員間での情報共有を促進している。</li> <li>・地域固有の課題やニーズに関しては、「子育て支援に関するアンケート」の結果をはじめとする複数の情報収集手段を活用している。地域交流イベントや子育てふれあいコーナー「あいあい」、さらには園の見学や育児相談から得たデータを基に、保育園の行事やプログラムに反映させている。子ども子育て事業計画は中間評価を経て調整され、地域からのフィードバックを園運営に活かしている。</li> <li>・小規模保育園の地域社会での増加傾向にも注目しており、これまでの受け皿としての機能を評価しつつ、園の縮小や入園に関する制限の問題に対応している。地域の変化を敏感に捉え、経営戦略に反映させることで、将来の課題への対応を見据えた運営を心がけている。</li> </ul>	
【3】 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
<コメント>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・藤沢市子ども青少年部が提示する経営課題、各課の問題点については、園長会にて提示された内容を基に職員への周知理解の徹底に努めている。この過程を経て、柄沢保育園独自の課題を特定し、それらに対する具体的な対策を継続的に検討し、実行している。</li> <li>・予算の執行に当たっては、市からの指示を踏まえ、限られた資源の中で最大の成果を目指すべく予算配分の精査を園長と主任が共同で行い、効果的な予算執行に努めている。施設の修繕に関しては保育課と連携を取りながら優先順位を設け計画的に進めている。閉園を控えた現在、入所受け入れクラスを段階的に停止するなど、適切な運営移行策を講じている。</li> <li>・運営の効率化という新しい課題への対応として、保護者アプリ「コドモン」を導入し、保育園の日常運営におけるデジタル化を推進している。</li> </ul>	

#### 3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価結果
【4】 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<コメント>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「藤沢市市政運営の総合指針2024」を基盤として、公立保育所の中長期的なビジョンを策定し、「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」において、目標を中長期的な視点で設定し、具体的なデータに基づいてニーズや課題に応じた施策を明確化している。また、「藤沢市保育所整備計画（ガイドライン）」が2020年3月に策定され、毎年度の点検・評価を藤沢市子ども・子育て会議で行っており、進捗管理及び適宜の見直しを実施している。</li> <li>・柄沢保育園の閉園を含む保育所の経営計画においては、市の方針や財政状況を考慮し、公立保育園の将来像に関して持続的な見直しを行い、中長期的なあり方を検討している。この過程では、保護者や職員への支援策も考慮され、質の維持を目指して園内でも具体的な取り組みが求められる。</li> <li>・閉園に向けた中長期計画としては、定員の漸減を含む策が示されており、子どもと保護者へのケアについては、近隣の保育園や保育課と連携を取りながら、綿密に計画を進めているが、計画としての明示はない。</li> </ul>	

【5】 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
---	---

<コメント>

・「第2期藤沢市子ども・子育て支援計画」と「藤沢市保育所整備計画（ガイドライン）」に沿って、閉園に伴う園の定員縮小を計画に含め、その実施に当たり子どもと保護者への影響を考慮した具体的な説明とケアのプランを策定している。この中・長期計画の基で、閉園に向けたステップを明確にしていくことが望まれる。  
 ・本年度の課題としてICT化の推進と主食提供の実施に取り組んでおり、これらは単年度の計画において特に重点を置いて進めている。おむつの改善に続く次なるステップとして持ち物の軽減を計画しており、中・長期計画の一環として着実に進行中である。

(2) 事業計画が適切に策定されている。

【6】 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
--	---

<コメント>

・柄沢保育園における事業計画は、保育の実施結果に基づいて、各クラス及び職位別での振り返りを通じて評価され、全体会議での話し合いを経て、課題の特定と改善策の策定に努めている。計画実施においては、担当者が中心となり、定期的な振り返りを実施し、組織的に取り組みを進める体制を整えている。  
 ・年度初めには、全職員を対象とした会議で事業計画と運営方針が明確に伝達されている。定員縮小に伴う新たな課題に対しては、従来の慣例にとらわれることなく、現状に即した視点からの検討が奨励されており、職員が積極的に意見を出し合う風通しの良い環境が育成されている。  
 ・事業計画の各段階において、その実施状況の把握と評価が行われ、必要に応じた見直しが組織的に実施されている。また、計画に関する課題や改善点は定期的に共有され、全員が質の高い保育サービスを提供するための取り組みを共有している。

【7】 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
--	---

<コメント>

・事業計画を保護者に周知するため、新入園児の面接や年度当初の懇談会において、保育実践の映像を用いて計画をわかりやすく説明し、配布資料を通じて詳細を提供している。また、保育の取り組みを写真でダイジェストとして掲示し、実施内容を具体的に伝えている。  
 ・年間の保育実施計画に関しては、定期的な振り返りを月毎、四半期毎、中期、および年間の各段階で行い、見直した内容を保育に反映させ、継続的な改善と次年度への準備に役立てている。また、取り組みの詳細を写真と共に保護者に発信している。  
 ・年間の教育カリキュラムはPPTを使用して保護者に示しており、事業計画については口頭での説明を行い、保護者が計画内容を理解できるよう配慮している。閉園に関しても透明性を高めて保護者の安心感につながるような取り組みに期待したい。

#### 4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者評価結果
【8】 I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	

<コメント>

・保育内容の自己評価を基に振り返りを実施する体制が整えられており、クラス単位、職位別、職員会議での深い議論を通じて保育の知識、技術、方法を共有し、保育の質の向上を図る取り組みを組織的に進めている。また、第三者評価も定期的に受けており、外部の客観的見解に基づく質の担保を行っている。  
 ・各行事後には保護者アンケートを実施し、そのフィードバックを保育実践に積極的に反映させている。保護者からの意見には迅速に振り返りを行い、園全体での課題の共有と解決に向けた具体的なアクションを組織的に取り組んでいる。  
 ・閉園に向けて減少する子どもの数を踏まえた保育のあり方についても考察しており、保育園として最後まで子どもたちの夢を育む環境を提供することに努めている。

【9】 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
--	---

<コメント>

・自己評価の結果を基に、アンケートや職位別の話し合いから課題を特定している。課題に対しては、職員の個々の意見を活かすためにカードブレインストーミング法を採用し、意見の可視化、全員参加による検討をし、計画実施に移している。  
 ・保護者からのフィードバックは、年一回実施する保育関連のアンケートを通じて収集し、それを分析して改善策の優先順位を決定している。収集した意見は、一斉メール配信システム「さくら連絡網」で保護者に発信し、園内掲示板にも掲示して透明性を確保している。懇談会では、これらの改善計画と実施状況についても報告している。  
 ・クラス毎に行われる自己評価のプロセスでは、日常の気づきや特定された課題について、即時対応可能なものと適切な担当への依頼が必要なものとを整理し、振り返りを行っている。このような体制を通じて、職員はそれぞれの課題に対して個人的な関与を深め、園全体としての質の向上に取り組んでいる。

## II 組織の運営管理

### 1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている。	第三者評価結果
<p>【10】 II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。</p>	a
<コメント>	
<p>・園長は、その役割と責任について「柄沢保育園規則」で具体化し、新年度の全体会議で運営方針、職員配置、業務分担、事業計画、そして当年度の重点項目について、詳細な資料を用いて職員に伝達している。有事の際の対応体系図を事務室に掲示し、園長不在時の主任への権限委任も定めており、職員が役割を正確に理解し、遂行できるようにしている。</p> <p>・閉園に向けての職員の意思統一を図る中で、園長は子どものケアと園の課題への取り組みの方向性を明確に話し合い、職員全員の理解と協力を促している。職員から提出された地域交流などのテーマを集約し、組織としての取り組みを統一している。</p> <p>・園の日常業務や最終年の片付け指導において、市の方針を遵守すると同時に、職員のスキルや経験を活かした指導を行っている。園長は、施設運営におけるリーダーシップを発揮し、職員が自らの役割を理解し、それに基づいて行動できるよう努めている。</p>	
<p>【11】 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</p>	a
<コメント>	
<p>・園長は、「藤沢市内部統制推進のためのガイドライン」に基き運営を行い、所属長研修に参加し遵守すべき法令、コンプライアンス、リスク管理に関する理解を深めている。不祥事防止、ハラスメント対策、メンタルヘルス、情報セキュリティ、個人情報保護といった重要分野のe-ラーニングを受講し、自己啓発ツールなどを使用して専門知識の向上に努めている。</p> <p>・職員に対しては、遵守すべき法令を職場内研修を通じて再教育しており、コンプライアンスの重要性を再確認させている。研修では、法令だけでなく、実際の事例研究やヒヤリハットの事例共有を通じて、理解を深める取り組みを行っている。</p> <p>・園では、コンプライアンス遵守に必要なマニュアルを職員に配布し、個々に熟読を促している。他園の事例やヒヤリハットの共有を通じて、職員間での情報共有と意識向上を図ることで、法令遵守に関する組織的な取り組みを実施している。</p>	
(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	
<p>【12】 II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。</p>	a
<コメント>	
<p>・園長は保育の質の向上に向けて、部門や課の業務課題を反映させた「目標管理・業務評価シート」を用いて職員の目標を設定している。当シートを通じて質の高い保育の実現を目指し、仕組みを構築している。また、グループの検討に参加し進捗状況を管理しながら、コミュニケーションが活発に行える環境を作り出すことに努めている。</p> <p>・園長は、提案された改善点について迅速に対応し、職員一人ひとりが改革に参加する意識を持てるよう導いている。自己評価を通じて園全体の保育の質の向上に取り組んでおり、中間管理職のモチベーション向上を課題と捉え、意識改革を促している。</p> <p>・保育の質の向上に関して、園長は指導力を発揮し、様々な職位の職員から意見を引き出し、それぞれの声を取り入れることで保育の質を高める方策を進めている。</p>	
<p>【13】 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	a
<コメント>	
<p>・園長は、職員配置に際しては、保育課長との緊密なヒアリングに基づき、個々の職員の意向や能力、期待される姿を考慮し、適切なクラス配置と役割分担を実施している。また、配置後にもフォローアップのヒアリングを行い、職員の運営に対する理解と期待する役割を明確にし、意識向上を図っている。</p> <p>・職員が働きやすい環境を提供するために、安全衛生に関する月例懇談会を開催し、意見交換の場を設けている。さらに、公立園長会で共有された他園の主要な状況を職員会議で情報共有し、業務の効率化を目指している。具体的には、事務員の配置や園内文書のデジタル化を推進し、ICT導入の取り組みにも積極的に取り組んでいる。コードモンシステムの利用を全職員が理解し、効果的に活用できるよう取り組んでおり、システムの機能を最大限活用するための想定と計画を進めている。</p>	

## 2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者評価結果
[14]	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<コメント>		
<p>・市では、必要な福祉人材の確保と人員体制の構築に関して、職員課及び保育課の基準に基づいた計画を策定している。この計画に従い、園の人員配置は規則の配置基準に沿って行われており、年度ごとの各園の状況に基づき、会計年度任用職員の採用は職員課が、配置に関しては保育課が担当している。職員の採用に際しては、多様な勤務形態や子育て支援員制度が導入されており、藤沢市ホームページや広報、掲示板を通じて情報提供が行われている。</p> <p>・人材育成については、「藤沢市人材育成基本方針」に基づき、職員の経験年数や職位に応じた階層別研修や業務特化型研修を実施している。また、職員は保育感や子どもに寄り添った保育の提供、保護者との良好なコミュニケーションを通じて、職場環境を向上させている。</p>		
[15]	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a
<コメント>		
<p>・市では、公立保育園共通の理念・基本方針や保育目標を明確に定め、「藤沢市人材育成方針」において「求められる職員像」を具体的に示している。この方針に基づき、職員の人事評価、意向調査、個人の目標管理・業績シート、能力評価を実施しており、これらのプロセスを通じて、園長は職員の意向を理解し、その職員の将来の希望や担うべき役割について話し合っている。</p> <p>・人事管理に関しては、藤沢市の定めるルールや基準に従って行われており、職員一人ひとりのキャリアパスや能力開発を支援する体制が整っている。職員の人事管理においては、目標管理シートの活用により個々の職員の業務内容や目標達成度を把握し、必要に応じて適切なサポートや助言を提供している。これにより、職員のモチベーション向上や職務遂行能力の強化が図られている。</p>		
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
[16]	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a
<コメント>		
<p>・職員の就業状況に関して、園では「庶務事務管理システム」を活用して、職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に管理し、業務の持ち帰りやサービス残業が生じないように努めている。業務量や進捗状況は表にして職員全体で把握し、事務時間の確保に努めている。</p> <p>・ワークライフバランスへの配慮にも注力しており、職員会議などを通じて休暇取得の推進をし、働きやすい職場環境作りに積極的に取り組んでいる。サービス残業の排除、業務内容の明示化、帰りやすい環境づくり、イレギュラー業務への主任によるサポートなど、職員の業務負担を軽減し、残業時間の適正化に努めている。サービス残業の排除により残業時間が増加したことに対しても、それは職員の権利を実現する結果として捉え、業務時間の調整や職員の都合に合わせた職務調整を行っている。</p>		
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
[17]	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<コメント>		
<p>・園では、「藤沢市人材育成基本方針」を基にした園の目標に沿って、職員一人ひとりが自身の目標管理シートを作成しており、職員は業務に関する知識や意識の向上、やりがいを感じられる職務遂行に取り組んでいる。目標管理シート作成後、園長は定期的に職員とのヒヤリングを通じて職員の進捗状況の確認、課題の特定を行い、目標達成に向けたサポートや指導を提供している。</p> <p>・自己管理に苦手意識を持つ職員に対しては、本人の自覚と前向きな取り組みを促すために主任との協力体制を築いている。主任は適切な指導を通じて、これらの職員が自身の能力と職務遂行能力を向上させるようサポートしている。このように柄沢保育園は職員一人ひとりの育成に向けた取り組みを組織的に行っている。</p>		
[18]	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
<コメント>		
<p>・「藤沢市人材育成方針」に則り、職員が業務遂行に必要なスキルを磨けるよう、研修の受講を促進している。藤沢市保育計画に沿った保育実践を通じて、職員に期待される行動様式や能力を示し、職員の教育や研修に関する基本方針を明確にしている。</p> <p>・保育士のキャリア記録や分析表を活用し、専門性を深めるための研修に参加後、その学びを職員全員と共有する体制を取っている。研修参加後は報告書を作成し、回覧や報告会を通じて職員間での情報共有を行い、組織全体の知識向上に努めている。</p> <p>・職員一人ひとりの資質向上を目指し、日常業務での困りごとや保護者対応、保育の質に関する指導において個別に助言している。階層別研修やその他の研修案内は職員に開示し、職員が主体的に学ぶ意欲を把握し支援している。</p>		

<p>【19】 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。</p>	a
--	---

<コメント>

・職員一人ひとりのスキルや経験を「保育士キャリア記録・分析表」に記録し、これを基に各職員が必要とする研修を受けられるよう公平に配慮している。市職員としての職位に応じた「保育士階層別研修等体系表」をもとに研修を受講しており、その結果を報告書として作成し、回覧や会議で発表することで、研修の成果を実務に活かすことができるよう取り組んでいる。  
・新たに採用された職員に対しては、個別のOJT計画を策定し、それぞれのニーズに応じた丁寧な指導を行っている。また、任用形態に合わせて、個々の職員に対する指導や支援も行っている。市外の研修に関しては、自己研鑽を促しており、オンライン研修の利用も含めて職員一人ひとりの教育・研修の機会を確保している。

(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

<p>【20】 II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	a
--	---

<コメント>

・保育課が中心となり看護や保育の分野での実習生、インターンシップ生の受け入れを積極的に行っている。現在の在園児は3, 4, 5歳クラスのため、個別に希望がある場合はこれを受け入れ、専門職の育成に努めている。  
・実習生に対しては、事前にオリエンテーションを「実習生のしおり」などを用いて実施しており、実習生が実習期間を安心して有意義に過ごせるよう、必要な情報や留意事項を伝える体制が整備されている。実習生の受け入れに際しては、実習生の情報共有を職員間で行うとともに、学校や実習生の要望を考慮して実習クラスを決定し、実習期間中は担当主任やクラス担当が継続的にコミュニケーションを取り、振り返りを行うことで、実習生の専門職としての成長をサポートしている。

### 3 運営の透明性の確保

<p>(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p>	<p>第三者評価結果</p>
-------------------------------------	----------------

<p>【21】 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。</p>	b
---	---

<コメント>

・園では運営の透明性を確保するため、園の理念や事業計画を保護者向けの掲示板に掲示し、さらに各家庭に「柄沢保育園事業計画」の文書を配布している。毎月発行している園だより「からさわだより」や懇談会の資料を用いて、保育内容や運営状況をタイムリーに保護者に通知している。  
・園外の透明性を確保する取り組みとして、藤沢市の公式ホームページやスマートフォンアプリ、園外周のフェンス掲示板を活用し、地域交流イベントや子育て支援事業の情報を地域社会に積極的に発信している。閉園に関する重要な情報については、決定事項として前向きに捉え、適切な形で発信も期待される。

<p>【22】 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p>	a
---	---

<コメント>

・公正かつ透明性の高い経営・運営を確保するために、定期的な県及び市の監査を受けている。これに加えて、第三者からの評価やアドバイスを全職員と共有し、経営・運営の改善に活かしている。  
・職員による業務遂行は、明確に定められた業務記述兼リスク管理表および業務分担表に基づいて行われている。これにより、各担当者は自らの責任範囲内で業務を適切に管理し、実行している。市職員としての職務は、コンプライアンスの遵守を徹底し、職員一人ひとりがある自覚と管理責任を持って行動している。これにより、園の運営は常に公正性と透明性を保ちつつ、適切に管理されている。

#### 4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者評価結果
[23]	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<コメント>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域社会との結びつきを強化するために、地域交流や世代間交流、近隣保育園との交流活動を積極的に行っている。お話し会にボランティアを招くなどのイベントを定期的に開催し、子どもたちに多様な社会経験を提供している。また、年長児には小学校訪問の機会を与え、就学への期待感を高めている。</li> <li>・近隣の保育園と新たに交流を開始し、施設の設備を活用した異年齢児との交流を促進しており、子どもたちは異年齢との関わりを通じて、共感や思いやりの精神を育てている。他の近隣保育園との定期交流も継続し、小規模保育園との新たな交流プランを進めている。コロナ禍における世代間交流の再開は、感染症流行状況に応じて慎重に行われており、地域交流への保護者の理解も得られている。</li> </ul>		
[24]	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
<コメント>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア受け入れに関する明確なマニュアルを基に、地域のおはなしボランティアを積極的に受け入れている。4歳児と5歳児クラスを対象に、季節に応じた話や大型絵本の読み聞かせを通じて、子どもたちの感受性を育てている。</li> <li>・「藤沢市保育計画」の第5章に則り、保育実習生や看護実習生、中高生のインターンシップ生の受け入れを行っている。「実習生等の受け入れにあたって」のマニュアルに基づき、実習前には適切なオリエンテーションを実施し、実習生が子どもたちと効果的に交流できるようにガイダンスを提供している。</li> <li>・ボランティアや実習生が保育園の環境に迅速に適応し、子どもたちとの有意義な関わりを持つことが可能なよう受け入れ体制を確立している。</li> </ul>		
(2) 関係機関との連携が確保されている。		
[25]	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<コメント>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学相談や虐待防止など保護者支援の面で、学校教育課、子ども家庭課、児童相談所との間で密接な連携を持ち、保護者が抱える諸問題に対して、適切な支援とガイダンスを提供することが可能となっている。</li> <li>・休日保育、一時預かり、病児・病後児保育などの保育サービスに関する情報は、保育園内に掲示し、パンフレットを用意して保護者に周知を図っている。育児相談時にはこれらの資料を積極的に提供し、保護者が必要なサービスを容易に理解し利用できるよう支援している。</li> <li>・在園児童に関する虐待や保護者の育児困難の兆候が認められた場合、子ども家庭課と協力し、保護者の相談を適切に受け入れられるように支援を行っている。このような場合には、相談の場の提供を含め、関係機関との連携により迅速な対応が図られている。</li> </ul>		
[26]	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
<コメント>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域子ども・子育て事業の一環として地域子どもの家において育児相談を定期的実施している。園では月に一度、地域の子育て家庭を対象に「地域交流」のイベントを開催し、ふれあい遊びや制作活動、運動遊びを通じて子どもの発達に合わせた接し方を紹介し、育児相談にも応じ、地域の育児ニーズを把握し、サービス提供に反映させている。</li> <li>・年に4回の世代間交流の機会を提供し、地域の高齢者や他の世代との交流を通じて、子どもたちの社会的スキルの発達を促進している。また、地域交流イベントの際には園前にのぼりを立てて通行人に声をかけ、園の活動への参加を促し、地域住民の未充足のニーズや関心事を直接的に把握し、保育園のサービス改善に繋げている。</li> </ul>		
[27]	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
<コメント>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・園内での地域交流イベントや園児学を通じた相談業務を行っており、これを通じて地域の中学生や高校生に対する体験学習の機会を提供している。</li> <li>・地域の公民館祭りに積極的に参加し、展示ブースを出展することで保育園の役割や事業について告知している。また、地域子どもでの子育てふれあいコーナー「あいあい」に参加し、育児相談に応じるなど地域における保育園の公益的役割を果たしている。</li> <li>・年に一度、消防署と連携して消火訓練を実施し、この際には近隣の保育所にも参加を呼びかけている。さらに、災害に備えた物資の管理や食料の備蓄を施設内に行っており、地域の福祉と安全に対する責任を果たしている。</li> </ul>		

### Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

#### 1 利用者本位の福祉サービス

(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		第三者評価結果
[28]	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<コメント>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を用いて年2回、職員が自己反省を行っている。この自己反省は、その後クラスや職員全体での意見交換に繋げられ、子どもの人権尊重に対する意識を高める取り組みとなっている。人権週間には、毎日の朝礼で「人権・今日のひとこと」を取り上げ、その日の保育における人権意識を高める活動を実施している。子どもたちへの絵本の読み聞かせや人権集会を通じて、自分と他者を尊重する意識を育てており、集会後には園オリジナルの歌を歌い共感を育む時間を設けている。</li> <li>・保育園では期ごとに、子どもと保護者に向けた人権目標を定め、これを「にこやか credo」と同様に意識づけとなるように運用している。また、「すてきななかま♪」の替え歌を通じて、人権尊重のメッセージを子どもたちだけでなく保護者にも分かりやすく啓発している。これらの取り組みを通じて、保育園全体で子どもを尊重した保育に関する共通の理解を深め、実践している。</li> </ul>		
[29]	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a
<コメント>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どものプライバシーを守るため、オムツ替え時についでを使用したり、トイレ利用時は個室での対応を徹底している。シャワー時や着替え時には、外部からの視線を遮るカーテンを使用し、体重測定やプールでの着替えは、男女別にプライバシーに配慮しながらついでを用いて行っている。</li> <li>・園児への教育の一環として、自分の身体を大切にすることやプライベートゾーンについての話をすることで、子どもたち自身のプライバシー意識を育てている。このような教育によって、子どもたちの自尊心と身体的自立を尊重する保育の実践に繋げている。</li> <li>・職員は、個人情報保護の重要性を理解するためのe-ラーニング研修を受講し、プライバシー保護に関する共通の認識を有している。</li> </ul>		
(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
[30]	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	b
<コメント>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページを通じて、保護者が保育所選びに必要な情報を得られるよう園内での子どもたちの日常や活動の様子を写真とともに公開し、利用希望者が保育所の雰囲気を事前に把握できるよう情報提供を行っている。</li> <li>・園では、地域交流を促進するために「保育園にあそびにきませんか」のチラシを作成し、保育園の他、地域の子どもの家や近隣の公民館で配布している。これにより、保育所のサービスや地域での活動について、広く情報を行き渡らせている。</li> <li>・保育園見学を希望者に対しては、電話での申し込みに応じて柔軟に日程を調整し、見学者には専用のしおりを提供しながら園内を実施している。また、基幹保育所の地域支援担当が企画する土曜見学会を年に数回、特に平日就労している保護者向けに実施している。閉園に伴う段階的な園児の受け入れ停止に加え、閉園予定についても明示し、今後ホームページを通じて積極的に伝えていく予定である。</li> </ul>		
[31]	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
<コメント>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・入園面接を効率的かつ保護者に負担をかけないように行うため、2022年から動画配信サイトを利用して園の概要を事前に説明している。保護者は、この動画説明を基に「柄沢保育園規則」の内容を理解し、「重要事項の説明に関する同意書」への署名を通じて入園に関する意思を明確にしている。</li> <li>・入園決定後は、保護者と子どもが保育園生活を安心してスタートできるよう「保育園のしおり」や「柄沢保育園事業計画」を用いて、保育園の日常生活、保育内容、持ち物などについて詳細な説明を行い、保護者と子どものニーズに合わせた保育時間のスケジュールと一緒に立てている。</li> </ul>		
[32]	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<コメント>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所の変更に関する相談に際しては保護者と子どもが不安を感じることなく、必要なプロセスをスムーズに進めることができるよう園長や主任を窓口とし、保育の継続性に配慮した手続きを支援している。退園や転園の際には、保護者の同意を得た上で、新たな保育所や就学先からの問い合わせに対して適切な情報の提供が行えるように体制を整えている。また、年長児の懇談会では、卒園後も柄沢保育園が相談窓口として機能することを保護者に伝え、継続的なサポートを提供している。</li> <li>・保育園は保育所児童保育要録を小学校に共有しており、これにより児童の教育や福祉の継続性が保たれている。</li> </ul>		

(3) 利用者満足の上昇に努めている。

【33】 Ⅲ-1-(3)-①  
利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

a

<コメント>

・子ども一人ひとりの成長と個性を丁寧に観察し、送迎時やおたより帳を通じた日常のコミュニケーションにより保護者との信頼関係を構築し、保護者からのフィードバックや満足度を示す反応を収集し、サービスの質の向上に努めている。  
・園では、行事や保育プログラムに関するアンケートを定期的実施し、保護者の要望や意見をまとめている。得られたフィードバックは職員間で共有し、保育内容や対応の改善に活かす方向性を園全体として策定している。  
・保護者の日々の就労状況に合わせて、そのニーズを把握し、保育参観の時間調整など保護者の意見に基づいた具体的な改善を行っている。また、施設の開錠システムに関する安全性の検討を通じて、保護者が安心して子どもを預けられる環境作りを努めている。

(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

【34】 Ⅲ-1-(4)-①  
苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

a

<コメント>

・苦情解決に向けて園内体制を整え、役割を明確にしている。保護者に向けて保育園利用者相談室を設け、第三者委員を導入するなどの措置を講じており、これらはポスターや案内資料を通じて積極的に周知を図っている。  
・苦情に対する対応は、「藤沢市立保育園における意見・要望等解決実施要項」に基づき行われており、発生した問題点は迅速に改善に繋げられるよう、組織的な取り組みが行われている。また、公立保育園長会においては、苦情の共有を行い、公立保育園間での対応の統一を図っている。保護者からの意見を直接受け付けるため、玄関にご意見箱を設置し、園長が定期的に内容を確認し適切に対応している。苦情に関しては、保護者との丁寧な聞き取りを行い、職員全体で課題や改善点を議論し、その結果を保護者にフィードバックしている。

【35】 Ⅲ-1-(4)-②  
保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。

a

<コメント>

・入園面接や懇談会、個別の面談の際に、保護者が保育や園運営に関して相談できることを明示しており、担任の保育士だけでなく園長や主任も相談の窓口であることを積極的に周知に努めている。  
・保護者が日常的に相談や意見を伝えやすい環境を提供するため、朝夕の送迎時には職員が積極的に挨拶を交わし、また、おたより帳を通じて保護者の小さな疑問や意見にも随時対応し、親しみやすい雰囲気の中で自然に意見交換が行われる土壌を育てている。  
・保護者が個人的な相談を行う際には、プライバシーに配慮したスペースとして園児低減により空いたスペースを利用可能としており、安心して話をするための環境を整備している。保護者が気兼ねなく自身の悩みや子どもの状況について話せる空間となっている。

【36】 Ⅲ-1-(4)-③  
保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

a

<コメント>

・保護者からの相談や意見に対して組織的かつ迅速に対応しており、「藤沢市立保育園における意見・要望等解決実施要項」を基に、園長及び主任が事実関係を確認し、必要な対策を立て、対応する体制が整っている。  
・受けた意見や相談は、保育園内で迅速に処理され、職員会議で共有されることで共通の理解を促し、反映させることができるようになってきている。園内で解決できる問題については園内で検討し、規則上の問題や裁量を超える事案については保育課に相談している。改善が図られた事項に関しては、職員に情報を共有し、全保護者に伝達すべき内容に関しては、園の公式通信である園だより「からさわだより」を通じて周知を図っている。

(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

【37】 Ⅲ-1-(5)-①  
安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

a

<コメント>

・園児の事故やけがに関するリスクマネジメント体制を確立しており、発生時には詳細な事故報告書を作成し、園内で事故の原因分析と対応策について検討を行っている。結果は保育課に報告され、組織全体での認識と予防策の共有が行われている。  
・保育中におけるリスクを管理するために、ヒヤリハット事例は全職員が把握しやすいよう動向表に記録し、所定のノートに詳細を記入しており、これにより職員間での迅速な情報共有と再発防止策の検討が進められている。  
・園では、他課や他園の事例を通じたリスクマネジメントの情報共有を行い、自園での同様の事故や問題が発生しないよう予防措置を講じている。施設管理上のリスクや急病発生時の対応プロトコルも確立し、全職員がこれらの手順に習熟し、適切な対応が取れる体制を整えている。

【38】 Ⅲ-1-(5)-②  
感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

a

<コメント>

・感染症予防及び管理のための具体的なマニュアルを「藤沢市保健指針」及び「厚生労働省感染症対策ガイドライン」に準拠し、嘱託医や保育課保健師の専門的指示も取り入れ、全職員が適切な対応をとれるようにしている。  
・園では、日頃から感染症予防として登園時の手洗いを徹底し、玩具や施設の消毒、定期的な安全点検を行い、園内の衛生状態を保つ努力をしている。また、感染症発生時には保育室の分離や行事の運営方法の見直しを迅速に行い、子どもたちの安全を確保している。  
・保健所より提供される感染症情報や園内の感染状況に基づいて、職員及び保護者に対しタイムリーな情報提供と啓発を行っており、玄関に設置された手指消毒設備の利用や職員のマスク着用など、感染リスクを低減するための措置を講じている。

【39】 Ⅲ-1-(5)-③  
災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

a

<コメント>

・災害時の対応について「危機管理マニュアル」を策定し、職員が災害発生時の行動プロトコルを明確に理解し、迅速に行動できるようにしている。マニュアルには、避難場所の指定、保護者への情報伝達方法、園児の安全確保手順も記されている。  
・園は土砂災害警戒区域内に位置しているため、保護者には入園時に災害発生時の避難計画について説明し、非常時の園との連絡方法として「さくら連絡網」の使用を案内している。また、実際の災害発生時に備えて、定期的な避難訓練を行い、保護者に子どもの迅速な引き渡し方法を理解してもらっている。  
・防災訓練は毎月計画的に実施されており、地震や火災など、さまざまな災害シナリオに基づいた訓練を通じて、職員と園児の防災意識を高めている。さらに、広域避難場所である近隣の市立中学校への避難訓練も含め、緊急時の対応力を向上させるための取り組みを積極的に行っている。

## 2 福祉サービスの質の確保

(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		第三者評価結果
[40]	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
<コメント>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「藤沢市保育所における全体的な計画」「藤沢市保育計画」を基に年間・月間及び週(日)保育実施計画を作成し、保育を進めている。保護者にむけては、月ごとの掲示や懇談会を通じて保育計画についてわかりやすく説明を行い周知に努めている。</li> <li>・子どもの人権尊重・プライバシーの保護や権利擁護については、「藤沢市保育計画」「藤沢市保育の手引き」などに明確に規定されている。人権に関しては、担当職員が、担当課主催の研修を受け全職員に報告し、また、eラーニングを受講し、職員一人ひとりが人権についての認識が深められるように取り組んでいる。</li> </ul>		
[41]	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<コメント>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「藤沢市保育計画」「藤沢市保育計画 帳票マニュアル」などの文書化されたマニュアルや、公立園長会で組織される各部会の中で、時代の変化や新たな情報を基に、必要に応じて見直しが行われている。園においては日々の取り組み、月・期の保育計画、そして年間を通した保育内容に対して定期的に評価・反省を行う仕組みがあり、次に活かせる改善点や課題を明確化するよう取り組んでいる。</li> <li>・保護者からの意見や提案に関しては、保護者アンケートや第三者評価のアンケート結果などを基に改善に繋げるためのフィードバックを行っている。また、懇談会や面談、意見箱などを通じても保護者からの意見を受け取れるよう努めており、保育課を通じて公開もしている。</li> </ul>		
(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
[42]	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a
<コメント>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育に必要な子どもに関する情報は、入園時の提出書類及び入園面接で詳しく聞き取り、把握できるよう努めている。保護者から得た情報と、入園後の子どもの姿を捉え、クラスにて保育計画を作成後、園全体に共有している。</li> <li>・特別な配慮が必要な園児については支援計画を立て、全職員が共通認識を持ち子どもへの支援にあたるよう取り組んでいる。藤沢市の発達支援コーディネーター養成講座を受講した職員を中心に、必要に応じて園全体での検討も行き、多角的な視点から支援の方法を考えるようにしている。</li> </ul>		
[43]	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
<コメント>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度の振り返りをもとに、藤沢市の計画を踏まえて今年度の保育・園目標を設定し、定期的に評価・見直しを行っている。年間や月の保育計画を連携させ、保育内容や環境の改善を評価・反省し、次の保育計画に反映できるようにしている。子どもたちの姿に合わせて指導計画の修正や変更を行う場合もあるが、主に月案に反映させて計画を適宜改善し、職員会議に計画を提出する前に園長に提出し、意見をもらい見直しを行うようにしている。</li> <li>・保護者のニーズや個別支援計画・記録や課題については職員会議で報告・検討され、職員間で情報共有し、速やかに対応できる仕組みを整えている。</li> </ul>		
(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
[44]	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
<コメント>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・藤沢市保育計画・帳票マニュアルに基づき、統一した書式に子どもの発達状況や個人面談の内容などが記録されている。記録する内容などに差異が生じないように定期的に園長、主任が確認し助言や指導を行うようにしている。</li> <li>・個別の配慮事項については職員会議や幼児の話し合いで報告・確認・共有を行い、会議の議事録を回覧し全体への周知に取り組んでいる。各記録はファイリングキャビネットで保存され、必要に応じて確認できるようにしている。</li> </ul>		

【45】 Ⅲ-2-(3)-②  
子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

<コメント>

・藤沢市の個人情報保護に関する条例に基づき、鍵付きのキャビネットに子どもに関する記録を保管し、ファイリングシステムは担当が管理している。危機管理マニュアルに沿って、子どもに関する記録管理体制を確立しており、児童票などの管理においては、紛失や返却忘れがないように注意し、帳票確認票によって記録に残し、確認できるようにしている。

・電子データはパソコンで管理され、チェーンキーを用いたり、パスワード設定など適切な管理対策を行っている。保護者にむけては入園時の面談で個人情報保護について説明し同意を得ており、職員は個人情報取り扱いに関してeラーニングで学び遵守している。